

船橋市事業所内保育事業

をお考えの方へ

(船橋市事業所内保育事業開所要項)

船橋市 子育て支援部 保育認定課

平成27年6月版

<目次>

- 1.事業所内保育事業について
- 2.設備及び運営に関する基準について【概要】
- 3.申請資格について
- 4.注意事項
- 5.事業開始の申請について

<添付資料>

- 1.船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2.船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- 3.船橋市事業所内保育事業認可等要綱
- 4.船橋市事業所内保育事業の認可に関する審査基準

1.事業所内保育事業について

平成 27 年 4 月に施行した子ども・子育て支援新制度において、船橋市が定める認可基準を満たしたうえで、従業員のお子さんのほか、地域において保育を必要とするお子さんに保育を提供する事業者は、地域型保育事業として、認可を受けることができます。

(1) 事業の種類

事業所内保育事業は定員 20 人以上の「保育所型事業所内保育事業」と 19 人以下の「小規模型事業所内保育事業」の 2 種類に分かれます。

(2) 事業実施者について

法人格を有している必要があります。複数の企業による共同の設置も可能ですが、その場合、認可を受ける企業を 1 つに特定し、従業員枠の配分・利用方法及び運営コストの負担等について取り決めを行い、これらについて協定書等を書面で締結してください。

(3) 対象児童について

給付の対象となる児童は 0～2 歳児です。地域の子どもにおける卒園後の進級先については、連携施設を設定し、受け皿を確保することが必要です。なお、従業員の子どもについては、3 歳児以降も給付の対象となる場合があります。

(4) 地域のこどもの入所枠の設定について

利用定員数に応じて、下表の数以上の地域枠を設定することが必要です。

利用定員の数	地域枠 (内数)	利用定員の数	地域枠 (内数)
1～5 人	1 人	26～30 人	7 人
6～7 人	2 人	31～40 人	10 人
8～10 人	3 人	41～50 人	12 人
11～15 人	4 人	51～60 人	15 人
16～20 人	5 人	61～70 人	20 人
21～25 人	6 人	71 人以上	20 人

(5) 支給認定について

従業員の子ども・地域の子どもいずれにおいても支給認定を受ける必要があります。

(6) 事業所内保育事業保育料

事業所内保育事業所に在園している子どもの保育料については、認可保育所と同様、支給認定保護者の税額（合算額）をもとに算定します。従業員の子どもと地域の子どもの保育料額は同額となります。ただし、福利厚生の一環として、従業員の子どもの保育料を市が算定した保育料よりも低い金額に設定することは可能です。その場合の差額は事業者の負担となります。保育料は事業者が徴収します。

(7) 事業所内保育給付費

新制度では認可を受けた保育施設に対し、国が定める公定価格に基づき給付費をお支払いいたします。支給認定証の交付を受けた児童が給付の対象となりますが、従業員の子どもについては、地域の子どもに対する給付費の 84%が支給されます。給付費は保護者の居住地市町村に請求することとなります。

(8) 入所選考について

地域の子どもについては、保護者の就労状況等によって市が保育の必要度を点数化し、入所者を決定します。従業員の子どもについては、事業者が入所者を決定します。

(9) 従業員の子ども・地域の子どもの違い

	従業員の子ども	地域の子ども
対象年齢	0～2歳	
連携施設における卒園後の受入れ枠の設定	不要	要
支給認定	要	
入所選考	事業者が決定	市が決定
保育料	市が定める保育料表による	
公定価格	84%	100%

(10) 連携施設について

事業所内保育事業において、適正かつ確実な保育を行い、また、地域の保育を必要とする子どもに対して、卒園後も継続的に保育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません。近隣の認可保育園、認可幼稚園、認定こども園と連携契約を締結してください。連携先は複数設定していただいてもかまいません。

利用児への適切かつ確実な保育を継続的に提供するため、連携施設を設定することが基本となりますが、連携施設の確保が困難な場合は、5年間（平成31年度末まで）を限度とする経過措置を設けるものとし、その期間内に連携施設を確保すればよいものとします。

I. 連携施設の役割

ア 保育内容の支援

集団保育を通じた児童同士の関係づくり、保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行う。

給食に関する支援について

事業所内保育事業所の利用児に提供する給食の調理、搬入、献立の作成に関する助言など（自園調理が原則）

嘱託医（健康診断）について

連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合に、事業所内保育事業所と合同で健康診断を行うこと。

園庭の開放について

運営に支障のない範囲で園庭を開放すること。

合同保育について

運営に支障のない範囲で合同による保育を行うこと。

イ 代替保育の提供

職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、必要に応じて代わりに保育を行う。

ウ 卒園児の受入れ枠の設定

地域のこどもの卒園後の進級先を確保し、継続的な保育の提供を行う。

II. 連携契約について

具体的な業務内容を明確にし、連携施設と協定書（契約書、覚書等）を締結してください。

2.設備及び運営に関する基準について【概要】

(1) 運営について

	類型	保育所型事業所内保育事業	小規模型事業所内保育事業
	対象年齢	0～2 歳	
	定員規模	20 人以上	19 人以下
職員	施設長	社会福祉法人及び学校法人以外の事業者は、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）で2年以上勤務経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者。	
	保育従事者	【0 歳児】 3 : 1 【1・2 歳児】 6 : 1 必要数すべて保育士有資格者。	【0 歳児】 3 : 1 【1・2 歳児】 6 : 1 上記に加え+1 人 A 型 必要数すべてが保育士有資格者 B 型 必要数のうち 1/2 以上が保育士有資格者。無資格者は研修が必要。
	調理員	利用定員に応じて必要数必置（連携施設等より搬入する場合は不要）	
	嘱託医（嘱託歯科医）	必置（連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合は不要）	
経営	自己資金	年間運営費の 12 分の 1 を普通預金、当座預金等により有していることが必要。	
	財務	社会福祉法人及び学校法人以外の事業者の場合は、保育事業以外の事業を含む全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。	
保育内容	保育内容	保育内容は、保育所保育指針に準拠すること。	
	給食	施設内で調理した給食を提供すること。 ※一定の基準を満たした場合は下記のいずれかの施設から外部搬入の方法も可とする。 ① 連携施設 ② 当該事業所内保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等。	
	健康診断等	職員に対しては年 1 回、児童に対しては保育開始時の健康診断も含め、少なくとも年に 2 回健康診断を行うこと。調理業務に従事する職員は、月 1 回以上検便を行うこと。	
	保育時間	保育標準時間認定を受けた児童が支障なく利用できるよう、11 時間以上開所すること。	

※小規模型事業所内保育事業 B 型における保育士資格を有しない保育従事者は市が行う研修を受ける必要があります。詳細のスケジュールは現在未定となっており、決定次第お知らせいたします。

(2) 設備等について

	類型	保育所型事業所内保育事業	小規模型事業所内保育事業	
設 備	保育室等	【0・1歳児】1人あたり 3.3㎡以上 【2歳児】1人あたり 1.98㎡以上		
	屋外遊技場	2歳児1人につき 3.3㎡以上（代替公園可）		
	調理室 (原則自園調理)	調理室	調理設備 (※通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備)	
		※連携施設等から搬入の場合は加熱・保存等の調理機能が必要。 ※事業主が事業場に附属して設置する炊事場を調理室とすることができる。		
	医務室	必置 (カーテン等で区画できれば事務室、保育室等との兼用も可)		
	便所	定員に応じた個数が必要。		
	他	保育室を2階以上に設置する場合は 2階以上に設置する場合の基準に適合すること。		
	建物	建築確認済証及び検査済証の交付が確認できること。 また、新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと（昭和56年以前に完成した建物の場合は耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済のもの。）		
	用途	特殊建築物「保育所」	特殊建築物「保育所」	
そ の 他	連携	—	「保育内容の支援」 「代替保育の提供」	
		地域の子どもの受入れ枠の設定		

※施設の延床面積が 100㎡を超える場合は、建物用途を建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更する必要があります。詳しくは船橋市建築指導課（電話 047-436-2673）へお問い合わせください。

※建築基準法、児童福祉法、都市計画法及び消防法等を遵守するほか船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等に基づくこと。特に換気、採光、避難用設備等の基準についてはよく確認すること。また、設置場所については、児童の保育にふさわしい周辺環境に配慮するとともに、保育室等を2階以上に設置する場合の要件「児童福祉施設最低基準の一部改正について」（平成14年12月25日雇児発第1225008号）については十分留意すること。

3. 申請資格について

次の①から③に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

①社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例等の関係法令及び船橋市の指導を遵守できること。

※「船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」、「船橋市事業所内保育事業認可等要綱」「船橋市事業所内保育事業の認可に関する審査基準」「船橋市事業所内保育事業開所要項」を熟読し、理解、遵守すること。

②社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、事業所内保育事業を経営するために必要な経済的基礎があることとし、次のアまたはイの要件を満たし、かつ、直近の会計年度において、事業所内保育事業を経営する事業以外の事業を含む当該経営主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

ア 事業所内保育事業を経営するために土地又は建物について貸与を受ける場合は、次の(ア)から(オ)の要件をすべて満たすこと。

(ア) 貸与を受ける土地又は建物について、原則として、地上権又は賃借権を設定し、これを登記できること。ただし、建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合や貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などは、登記を行わないこととしても差し支えない。

(イ) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(ウ) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(エ) 上記(ウ)とは別に当面の支払いに充てるための資金として年間事業費の1/2分の1に相当する額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金等)により保有していること。

(オ) 賃借料及びその財源を収支予算書に適正に計上すること。

イ 事業所内保育事業を経営するために直接必要なすべての物件について所有権を有している場合は、年間事業費の1/2分の1に相当する額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金等)により保有していること。

③児童福祉法第34条の15第3項第4号イからル及び次のアからタのいずれにも該当しないこと。

ア 船橋市内において、都市計画法の制限または規制に違反している者

イ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人その他団体

ウ 千葉県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、県税を滞納している法人その他団体

エ 船橋市税を滞納している法人その他の団体

オ 船橋市における指名停止措置等を申請日から認可までの間に受けている者

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体

キ 役員等(法人にあつては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である法人その他の団体

ク 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人その他の団体

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人その他の団体

コ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人その他の団体

サ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体

- シ 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者。
- ス 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- セ 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
- ソ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの。
- タ 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの。

4. 注意事項

- ① 申請書類の提出をもって、本要項の記載内容及び条件をすべて承諾したものとみなします。
- ② 法人の本店(本部)及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合がありますので、その場合は協力してください。
- ③ 申請に係る一切の経費は、認可の可否にかかわらず事業者の負担とします。提出された書類は返却できません。また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開園前の職員の研修費用等法人の運営に係る費用は全て事業者の負担とします。
- ④ 次のいずれかに該当する場合は、認可されない場合があります。
 - ア 申請書類等の提出が市が提示する期限に遅れた場合
 - イ 申請書類等が本要項に記載の要求基準を満たさない場合
 - ウ 申請書類等に虚偽の記載があった場合
 - エ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合
 - オ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合
- ⑤ 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合等は、当該法人・所轄庁の証明・許可等を受ける等、必要な手続きを行ってください。
- ⑥ 事業所内保育事業の開設をするにあたり、必要となる行政上の手続きについては、事前に関係機関と相談のうえ、確認を行ってください。
- ⑦ 財務に係る審査を行うに当たり、事業者の財務状況について市が調査を委託した信用調査会社が訪問する場合がありますので、協力を努めてください。その他必要に応じ、関係機関(官公庁・金融機関等)へ問い合わせを行うことがあります。
- ⑧ 事業所内保育事業の開設につき、地元町会・自治会、テナントビルの所有者、近隣住民等に対し、原則として申請前に整備計画の説明を行ってください。内定された後についても同様の説明(内定されなかった場合は、その旨の説明)を行ってください。
- ⑨ 内定者の計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないものは、本市と協議の上認める場合があります。
- ⑩ 内定者において、提出書類に記載された事項に虚偽事項もしくは重大な違背行為があると認めるときは、内定を取り消すことがあります。この場合、内定者がすでに要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。
- ⑪ 内定者は、原則として辞退できません。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではありません。
- ⑫ 本要項の記載内容については、国及び船橋市の制度改正に伴い変更する場合があります。
- ⑬ 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、船橋市と協議し定めることとします。
- ⑭ 内定者は、開設当初から設定した定員数の受入れに努めてください。ただし、船橋市が定員数どおりの入園を保障するものではありません。
- ⑮ 事業所内保育事業の認可後に、船橋市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。

※ここでいう「内定」とは船橋市事業所内保育事業認可等要綱第2条第3項の規定による審査の結果、その計画の内容について承認を受けたことをいう。

5.事業開始の申請について

開設をお考えの方は、申請書類等を提出の前に市担当者と事前に協議を行ってください。協議をご希望の方は市担当者へ事前に電話でご連絡の上、協議の予約をしてください。予約なく来庁される場合は、担当者不在により協議を行えない場合がございます。

開所スケジュールについて

事前協議を行った日から開所までのスケジュールについては、個々の案件によって異なります。事前協議の際に市担当者よりご説明いたします。また、平成27年6月現在、船橋市において施設改修にかかる補助金はございません。

問い合わせ先

船橋市 子育て支援部 保育認定課

事業所内保育担当 指導係 : TEL 047-436-2328